

改正案	現行
<p>職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について</p> <p>記</p>	<p>職長等教育講師養成講座、安全衛生責任者教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について</p> <p>なお、中央労働災害防止協会又は建設業労働災害防止協会の安全衛生教育センターにおいて、本カリキュラム及び実施方法に則した講師養成講座を平成13年度から実施する予定である。</p> <p>記</p>
<p>1 カリキュラム</p> <p>(1) 職長等教育講師養成講座のカリキュラムは別紙1、職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙2のとおりとし、これらに示した表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、表の中欄に掲げる範囲について表の右欄に掲げる時間以上行うものとすること。</p> <p>(2) 別紙1及び別紙2中の科目6「その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること」の範囲である「労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法」については、ヒューマンファクター、ヒューマンエラー等を含む趣旨であること。</p> <p>(3) 別紙1及び別紙2中の科目7「教育技法に関すること」の範囲のうち、「指導案の作り方」については、教材の作り方も含む趣旨であること。なお、「指導案」とは、それぞれの科目をどのように教育するかについての計画を示したもの的一般的呼称であり、このような目的に沿ったものであれば、その名称は問わないものであること。具体的には、「講義計画」、「手引き書」等がこれに該当するものであること。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(2) 別紙1及び別紙2中の科目7「教育技法に関すること」の範囲のうち、「教材及び指導案の作成」については、受講者各人に労働安全衛生規則第40条第2項に規定する事項の中から<u>2以上</u>の事項を選定し、これらについてそれぞれ指導案</p>	<p>1 カリキュラム</p> <p>(1) 職長等教育講師養成講座のカリキュラムは別紙1、<u>安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙2</u>、職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙3のとおりとし、これらに示した表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、表の中欄に掲げる範囲について表の右欄に掲げる時間以上行うものとすること。</p> <p>(2) 別紙1及び別紙3中の科目6「その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること」の範囲である「労働災害防止についての関心の保持」及び「労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法」については、ヒューマンファクター、ヒューマンエラー等を含む趣旨であること。</p> <p>(3) 別紙1及び別紙3中の科目7「教育技法に関すること」の範囲のうち、「指導案の作り方」については、教材の作り方も含む趣旨であること。なお、「指導案」とは、それぞれの科目をどのように教育するかについての計画を示したもの的一般的呼称であり、このような目的に沿ったものであれば、その名称は問わないものであること。具体的には、「講義計画」、「手引き書」等がこれに該当するものであること。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(2) 別紙1及び別紙3中の科目7「教育技法に関すること」の範囲のうち、「教材及び指導案の作成」については、受講者各人に労働安全衛生規則第40条第2項に規定する<u>12項目</u>の中から<u>少なくとも2項目</u>を選定し、これらについてそれぞれ</p>

及び教材の作成を行わせること。

- (3) 別紙1及び別紙2中の科目8「役割演技」については、受講者全員に対して課題の発表を行う機会を確保すること。なお、各人が行う発表及びそれに関連する講師の講評、他の受講者のコメント等を併せた時間として、1回当たり13分を確保するとともに、「役割演技」全体についての講師総括又は討議の時間として20分を確保すること。
- (4) 別紙1及び別紙2中の科目9「災害事例研究」のうち、演習については、監督者として必要な災害原因の究明及び対策の樹立について、具体的な事例に基づいて検討を行わせること。

3 職長等教育講師養成講座修了者又は安全衛生責任者教育講師養成講座修了者が本通達で定める他の教育の講師となる場合について

職長等教育講師養成講座を修了している者が、職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合又は平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の本通達の別紙2に示す安全衛生責任者教育講師養成講座を修了している者が、職長等教育の講師若しくは職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合については、別紙2に掲げる職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムに示した科目のうち、既に修了した講座のカリキュラムにおいて修めていなかつた科目について受講すれば足りるものであること。

指導案及び教材の作成を行わせること。

- (3) 別紙1及び別紙3中の科目8「役割演技」については、受講者全員に対して課題の発表を行う機会を確保すること。なお、各人が行う発表及びそれに関連する講師の講評、他の受講者のコメント等を併せた時間として、1回当たり13分を確保するとともに、「役割演技」全体についての講師総括又は討議の時間として20分を確保すること。
- (4) 別紙1中の科目9、別紙2中の科目6及び別紙3中の科目9「災害事例研究」のうち、演習については、監督者として必要な災害原因の究明及び対策の樹立について、具体的な事例に基づいて検討を行わせること。

3 職長等教育講師養成講座修了者又は安全衛生責任者教育講師養成講座修了者が本通達で定める他の教育の講師となる場合について

職長等教育講師養成講座を修了している者が、安全衛生責任者教育の講師若しくは職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合又は安全衛生責任者教育講師養成講座を修了している者が、職長等教育の講師若しくは職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合については、別紙3に掲げる職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムに示した科目のうち、既に修了した講座のカリキュラムにおいて修めていなかつた科目について受講すれば足りるものであること。

4 その他

- (1) 平成12年度末までに、中央労働災害防止協会安全衛生教育センターが行うRST講座(職長等教育を担当する者に必要な知識能力を付与するために行われている労働省方式現場監督者安全衛生教育トレーナー講座)を修了した者については、別紙1に定める職長等教育講師養成講座を修了したものとする。なお、中央労働災害防止協会安全衛生教育センターにおいては、平成13年度以降も本通達に定める職長等教育講師養成講座について、引き続きRST講座として実施することとしていること。
- (2) 平成12年度末までに、平成12年3月28日付け基発第179号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」に示す建設業労働災害防止協会安全衛生教育センターの行う安全衛生責任者(職長)教育講師養成講座

別紙 1

職長等教育講師養成講座カリキュラム

科 目	範 围	時間 (分)	
		講 義	演 習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	3 0 3 0 6 0	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関するこ	(1) 作業手順の定め方 (2) 労働者の適正な配置の方法	3 0 5 0	8 0
3 労働者に対する指導又は監督の方法に	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	4 0 4 0	6 0 6 0
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関するこ	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方法	1 8 0 *	
		1 0 0 *	
5 異常時等における措置に関するこ	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置] 6 0	
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関するこ	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 (2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	8 0 8 0	

(CFT講座)を修了した者については、別紙1及び別紙3中の科目7「教育技法に関するこ」について研鑽したことを建設業労働災害防止協会安全衛生教育センターが確認することにより、平成13年度以降に同センターが行う別紙3に定める職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者と同じに扱うこととする。

(3) 平成12年度末までにRST講座を修了した者が、安全衛生責任者教育の講師又は職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合については、別紙2又は別紙3に示すカリキュラムのうち、「安全衛生責任者の職務等」及び「統括安全衛生管理の進め方」の2科目について受講すれば足りること。

別紙 1

職長等教育講師養成講座カリキュラム

科 目	範 围	時間(分)	
		講 義	演 習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	3 0 3 0 6 0	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関するこ	(1) 作業手順の定め方 (2) 作業方法の改善 (3) 労働者の適正な配置の方法	3 0 4 0 6 0	8 0 9 0
3 労働者に対する指導又は監督の方法に	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	4 0 4 0	6 0 6 0
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関するこ	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方法] 1 2 0 *	
5 異常時等における措置に関するこ	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置] 6 0	
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関するこ	(1) 労働災害防止についての関心の保持 (2) 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法] 1 2 0	

7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	6 0	3 6 0
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議	13/回 2 0	
9 災害事例研究		4 0	1 2 0

(注) * 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	6 0	3 6 0
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議	13/回 2 0	
9 災害事例研究		4 0	1 2 0

(注) * 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

別紙2

安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科 目	範 围	時間(分)	
		講 義	演 習
1 安全衛生責任者の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の関係条項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者の心構え	2 0 3 0 3 0	
2 統括安全衛生管理の進め方	(1) 安全衛生管理計画 (2) 安全施工サイクル (3) 安全工程打ち合わせの進め方	1 0 0 *	3 0 3 0
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 作業中における監督及び指示の方法	4 0	6 0
4 作業設備及び作業場所の保守管理に関すること	(1) 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 (2) 環境条件の保持 (3) 安全又は衛生のための点検の方法	1 2 0 *	6 0
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	6 0	
6 災害事例研究		4 0	1 2 0

(注) * 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

別紙2

職長・安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科 目	範 围	時間(分)	
		講 義	演 習

別紙3

職長・安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科 目	範 围	時間(分)	
		講 義	演 習

1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	3 0 3 0 6 0	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関するこ	(1) 作業手順の定め方 (2) 労働者の適正な配置の方法	3 0 <u>5 0</u>	8 0
3 労働者に対する指導又は監督の方法に	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	4 0 4 0	6 0 6 0
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関するこ	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方法		1 8 0 * 1 0 0 *
5 異常時等における措置に関するこ	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	6 0	
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関するこ	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 (2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	8 0 8 0	
7 教育技法に関するこ	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	6 0	3 6 0
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		1 3 / 回 2 0
9 災害事例研究		4 0	1 2 0
10 安全衛生責任者の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の関係条項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者の心構え	2 0 3 0 3 0	
11 統括安全衛生管理の進め方	(1) 安全施工サイクル (2) 安全工程打合せの進め方		1 2 0 * 3 0

(注) * 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	3 0 3 0 6 0	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関するこ	(1) 作業手順の定め方 (2) 作業方法の改善 (3) 労働者の適正な配置の方法	3 0 4 0 6 0	8 0 9 0
3 労働者に対する指導又は監督の方法に	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	4 0 4 0	6 0 6 0
4 作業設備及び作業場所の保守管理に関するこ	(1) 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 (2) 環境条件の保持 (3) 安全又は衛生のための点検の方法		1 2 0 *
5 異常時等における措置に関するこ	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	6 0	
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関するこ	(1) 労働災害防止についての関心の保持 (2) 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法		1 2 0
7 教育技法に関するこ	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	6 0	3 6 0
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		13 / 回 2 0
9 災害事例研究		4 0	1 2 0
10 安全衛生責任者の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の関係条項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者の心構え	2 0 3 0 3 0	
11 統括安全衛生管理の進め方	(1) 安全衛生管理計画 (2) 安全施工サイクル (3) 安全工程打合せの進め方		1 0 0 * 3 0 3 0

(注) * 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

基発第177号
平成13年3月26日
改正 基発第0512004号
平成18年5月12日

都道府県労働局長 殿

労働省労働基準局長

職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について

安全衛生教育については、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により推進しているところであるが、今般、これらの通達等に基づく職長等教育、安全衛生責任者教育及びこれら2つをあわせた職長・安全衛生責任者教育について、当該教育を担当する講師の養成講座のカリキュラム、その実施方法等を下記のとおり定めたので了知するとともに、関係事業場に対し、その周知を図られたい。

記

1 カリキュラム

- (1) 職長等教育講師養成講座のカリキュラムは別紙1、職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙2のとおりとし、これらに示した表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、表の中欄に掲げる範囲について表の右欄に掲げる時間以上行うものとすること。
- (2) 別紙1及び別紙2中の科目6「その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関するここと」の範囲である「労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法」については、ヒューマンファクター、ヒューマンエラー等を含む趣旨であること。
- (3) 別紙1及び別紙2中の科目7「教育技法に関するここと」の範囲のうち、「指導案の作り方」については、教材の作り方も含む趣旨であること。なお、「指導案」とは、それぞれの科目をどのように教育するかについての計画を示したもの的一般的呼称であり、このような目的に沿ったものであれば、その名称は問わないものであること。具体的には、「講義計画」、「手引き書」等がこれに該当するものであること。

2 実施方法

- (1) 一回の受講者数は30人以内とすること。
また、班を編成して行う演習については、一班の構成は6人程度とすること。
- (2) 別紙1及び別紙2中の科目7「教育技法に関するここと」の範囲のうち、「教材及び

指導案の作成」については、受講者各人に労働安全衛生規則第40条第2項に規定する事項の中から2以上の事項を選定し、これらについてそれぞれ指導案及び教材の作成を行わせること。

- (3) 別紙1及び別紙2中の科目8「役割演技」については、受講者全員に対して課題の発表を行う機会を確保すること。なお、各人が行う発表及びそれに関連する講師の講評、他の受講者のコメント等を併せた時間として、1回当たり13分を確保するとともに、「役割演技」全体についての講師総括又は討議の時間として20分を確保すること。
- (4) 別紙1及び別紙2中の科目9「災害事例研究」のうち、演習については、監督者として必要な災害原因の究明及び対策の樹立について、具体的な事例に基づいて検討を行わせること。

3 職長等教育講師養成講座修了者又は安全衛生責任者教育講師養成講座修了者が本通達で定める他の教育の講師となる場合について

職長等教育講師養成講座を修了している者が、職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合又は平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の本通達の安全衛生責任者教育講師養成講座を修了している者が、職長等教育の講師若しくは職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合については、別紙2に掲げる職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムに示した科目のうち、既に修了した講座のカリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。

職長等教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	30 30 60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方 (2) 労働者の適正な配置の方法	30 50	80
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	40 40	60 60
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方法] 180*	
] 100*	
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	60	
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 (2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80 80	
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60	360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		13/回 20
9 災害事例研究		40	120

(注) * 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

別紙2

職長・安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	30 30 60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方 (2) 労働者の適正な配置の方法	30 50	80
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	40 40	60 60
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方法] 180*	
] 100*	
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置] 60	
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 (2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80 80	
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60	360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		13／回 20
9 災害事例研究		40	120
10 安全衛生責任者の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の関係条項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者的心構え	20 30 30	
11 統括安全衛生管理の進め方	(1) 安全施工サイクル (2) 安全工程打ち合わせの進め方	120*	
		30	

(注) * 必要に応じて演習が含まれることを示す。

参考

職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師
養成講座のカリキュラムの対応関係

科目	範囲	職長等教育講師養成(分)	職長・安全衛生責任者教育講師養成(分)
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	30 30 60	30 30 60
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方 (2) 労働者の適正な配置の方法	110* 50	110* 50
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	100* 100*	100* 100*
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方法	180* 180* 100*	180* 180* 100*
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	60	60
6 その他現場監督者として行るべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 (2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80 80	80 80
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60 360	60 360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議	13/回 20	13/回 20
9 災害事例研究		160*	160*
10 安全衛生責任者の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の関係条項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者の心構え		20 30 30
11 統括安全衛生管理の進め方	(1) 安全施工サイクル (2) 安全工程打合せの進め方		120* 30

(注) * 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。